

問われる障害者の権利保障水準

2013年12月の国会で、国連・障害者権利条約の批准が全会一致で採択され、政府は批准手続きに入りまし。国連で批准が承認されますと、条約は、憲法と国内の障害者関係法との間に位置し、国内法を拘束することになります。日本の障害者の権利保障水準が国際的にも問われることとなります。

2006年10月国連総会で採択された障害者権利条約は、各国政府が、障害を自己責任に帰すのではなく、漏れなくすべての障害者、他の国民と同等に、生存権、教育権、労働権などの基本的人権を保障しなければならぬと定めました。1975年障害者権利宣言の採択以後の国際的な障害者権利保障運動の結実です。日本の障害者NGOも国連採択に重要な役割を果たしました。障害者権利条約は、障害を理由に基本的人権の享受を排除してはならないこと、すなわち差別の禁止を詳細に定めています。そして、それだけで障害者の権利保障を実質化するのではなく、まず障害者には権利を享受するために、車いす利用者のために段差をなくすなどのバリアをブリー

にするだけでなく、リハビリテーションや特別なニーズに即した教育等は配慮した多様な教育形態や労働形態による支援

国連・障害者権利条約批准の意義と課題

立命館大学産業社会学部教授

峰島 厚



の保障が必要です。これらの積極的な差別措置をとることで、それを確保していく必要がありまし。ただでも足りません。同じ自閉症の人でも、障害の表れは多様でそれに即したあるいは配慮した支援も個別に違います。こうした個別の状況でも合理的な配慮をすべき、それをしないことも差別と明確しました。

国際的た、障害者の権利保障の実態をみる基準を示し、かつ各国政府がそれを守る責任があること提起しました。日本においても批准を出发点、障害者の権利保障の取組を国際的水準へと取り組んでい必要がありまし。この障害者権利条約の批准について、国内の障害者団体は、3年前に



「障害者基本法の改正は障害者権利条約の水準で」とパレードする関係者ら (2011年4月3日)

「得た」をかけた経緯があります。批准に足る国内法の整備こそ優先すべき、という見解です。その後3年間、国内法が整備されてきました。障害者基本法の改定では、基本的人権の享有が盛り込まれました。障害者差別解消推進法が制定されました。障害者雇用促進法改定では、障害を理由とする雇用差別の禁止、事業主の合理的配慮義務が盛り込まれました。精神保健福祉法の改定では、成人障害者に対する保護者の保護義務規定が削除されました。

これからが国内法整備の出发点

が上記の国内法整備は、確かに理念ではこれまでに大きく変えていきました。が、具体化はまだ出发点でしかありません。障害者基本法改定では、具体化策として「努力義務」が多く採用されています。障害者差別解消推進法は推進となったが、当面拘束されるのは公的な機関に限られています。障害者雇用促進法改定も差別の内容等の検討はこれから、施行も5〜10年先です。漏れなくすべての障害者に改定等の理念を具体化する運動が必要で、国政さらに社会保障全般のアベノミクスによる改革は、これら障害者運動が築いてきた理念をさらにその具体化も決定してきています。

障害者の権利宣言は、平和と障害者の権利保障の基盤としてしまが、それが今逆行してきています。障害を自己責任に帰すのではなく、障害者運動は、保護者の保護義務撤廃、サビエ利用負担における低所得者負担上限額ゼロ、所得認定における保護者所得の除外などを具体化してきました。しかし生活保護法改定での扶養義務者強化、子ども子育て新法での保護者の義務強化、介護保険における利用料と割化など、障害者福祉で築いてきた権利としての社会保障具体化施策が否定されようとしています。

論壇・オピニオン